

# 定期報告書

令和 年 月 日

岡山県知事

殿

住所

農場名

電話番号

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

## 1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称	
家畜の所有者の住所	郵便番号
家畜の所有者の連絡先	電話番号 : ファクシミリ番号 : 電子メールアドレス :
飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号
飼養衛生管理者の連絡先	電話番号 : ファクシミリ番号 : 電子メールアドレス :
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号
家畜の種類及び頭羽数	別紙に記入をお願いします
畜舎等の数	畜舎 ふ卵舎

- 注意
- 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（所有者以外に飼養衛生管理者がある場合は当該飼養衛生管理者）が作成し、提出すること。また、報告書には2月1日時点のものを記載すること。
  - 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合は、「飼養衛生管理者の氏名」欄に「同上」と記載し、「飼養衛生管理者の住所」、「飼養衛生管理者の連絡先」の記載は不要。
  - 衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者の氏名」欄、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄及び「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄をそれぞれ記載すること。
  - 2月1日時点で、同日前に家畜の出荷又は移動を行い、飼養頭羽数が通常よりも相当変動した場合は、通常飼養している頭羽数を記載すること。
  - 報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。  
また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。
  - 次の頭羽数よりも多くの家畜を飼養している場合、飼養衛生管理基準の遵守状況等、その他の資料も確認・添付が必要です。
    - 牛・水牛・馬の場合 1頭
    - 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
    - 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
    - だちょうの場合 10羽未満